

令和3年度船橋市特別職報酬等審議会

第1回資料

令和3年10月15日 職員課

目 次

特別職報酬等の審議会設置に関する条例、国通知	1
特別職・一般職の区分	2
市長の給与について	3
市長の月収・年収・退職手当（税控除前の金額）	4
特別職報酬等審議会の審議内容について	5
1－① 市長の給料月額改定経過	6
1－② 市長の退職手当改定経過	7
2－① 市長の給料等について	8
2－② 市長の退職手当について	9
3－① 船橋市一般職の給料改定率等	10
3－② 民間事業者 役員報酬との比較	11
4 消費者物価の状況	12

特別職報酬等審議会設置に関する条例、国通知

○船橋市特別職報酬等審議会条例

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長の給料及び退職手当(以下「議員報酬等」という。)について審議するため、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 市長は、議員報酬等について、審議会の意見を聴く必要があると認めるときは、その都度審議会に諮ることができる。

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、市内の公共的団体等の代表者その他住民の中から、必要の都度、市長が任命する。2 委員は、諮問による審議が終わったときは、解任されるものとする。

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○特別職の報酬等について(抄)

(昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県議会議員の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

3 審議会の委員は都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

特別職・一般職の区分

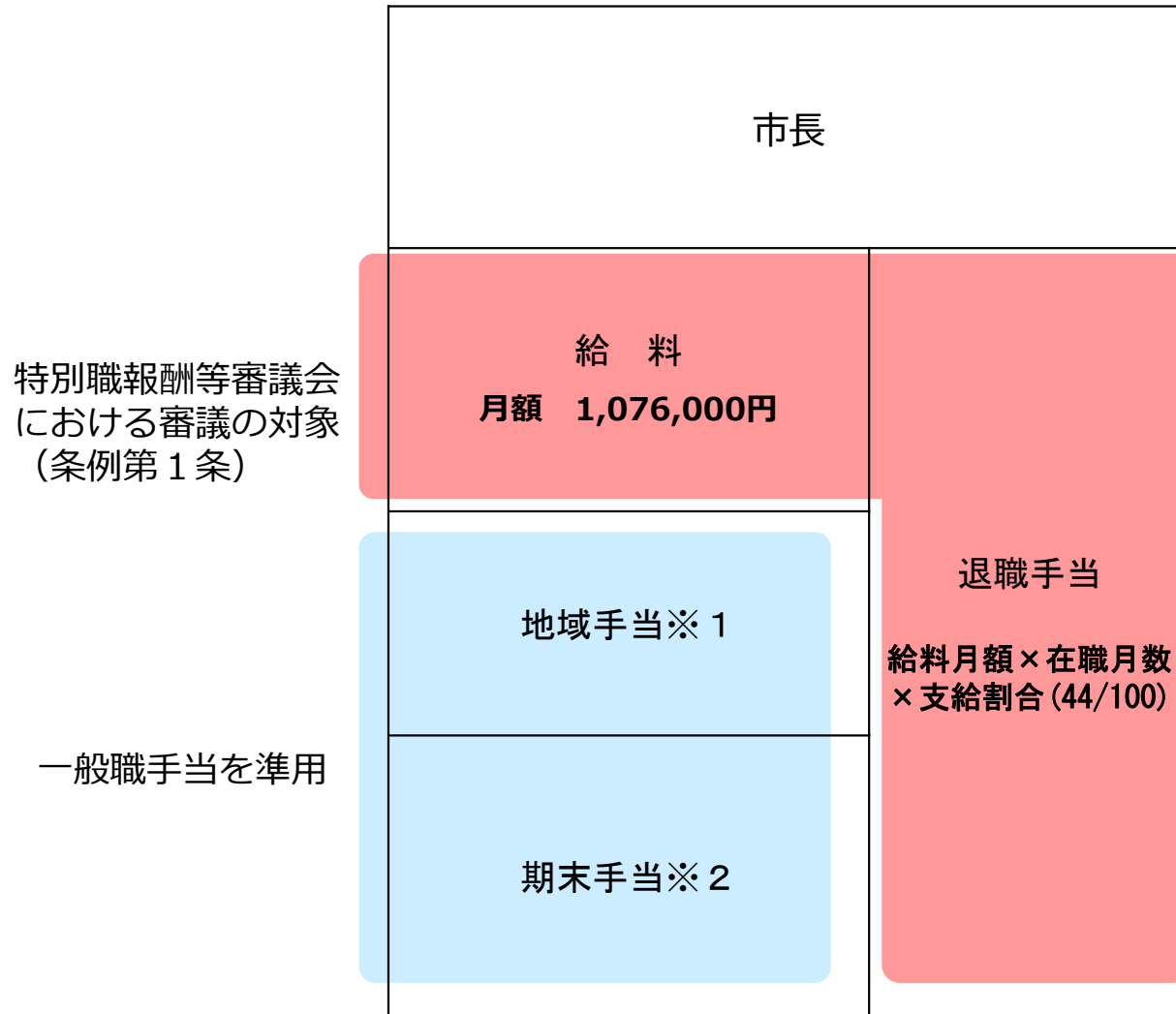
特別職

一般職

該当する職	市長、副市長、教育長 議長、副議長、議員など	局長、部長、課長、 係長、事務職、技術職など
給与改定 (本則)	他市の状況、一般職給与の改定状況、物価推移などを総合的に勘案 特別職報酬等審議会の意見を聞いて改定を実施	民間の給与水準に一致するように毎年改定を実施 人事院（人事委員会）が民間給与との比較をもとに行う給与勧告に基づき改定を実施

※特別職給与の時限的な減額は、特別職報酬等審議会を経ず、議会で特例条例案を審議・議決して実施する。

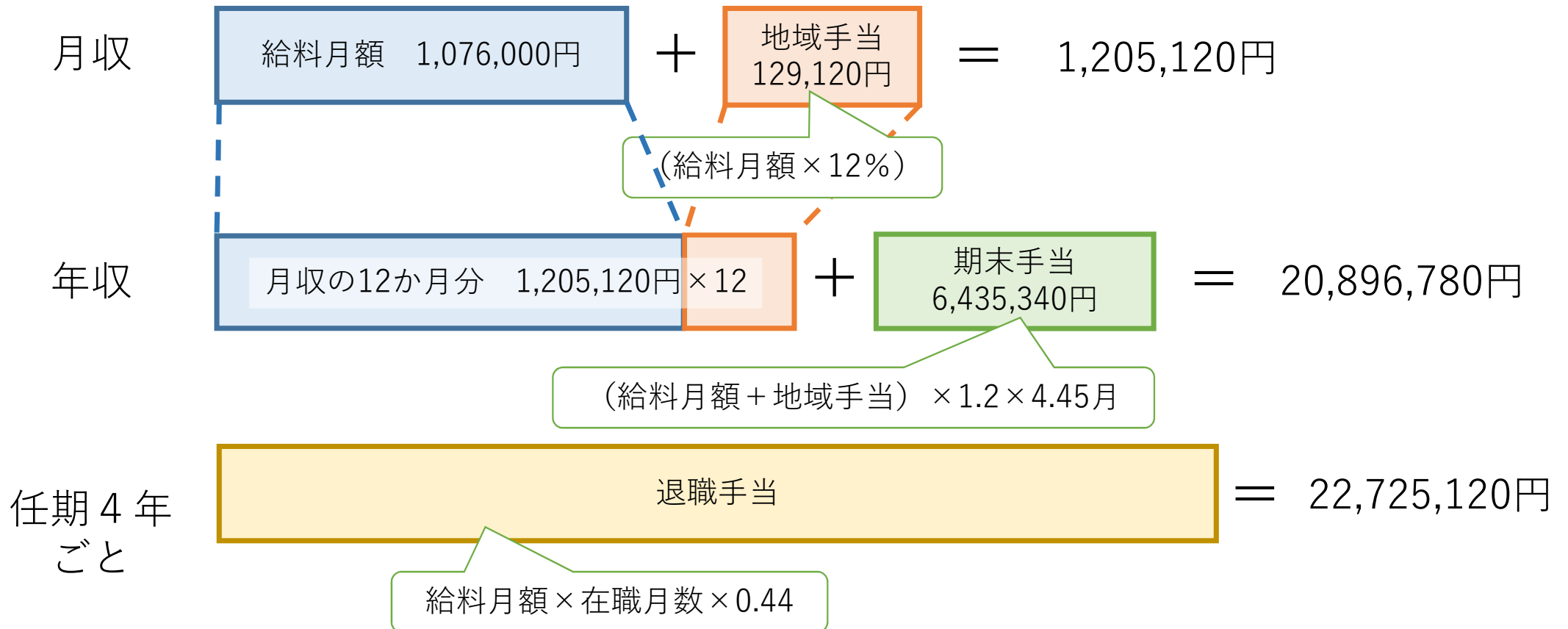
市長の給与について



※1 地域手当
地域の民間水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当。船橋市は12%。

※2 期末手当
市の一般職同様の算定方法。
現在は
(給料月額 + 地域手当) × 1.2 × 4.45

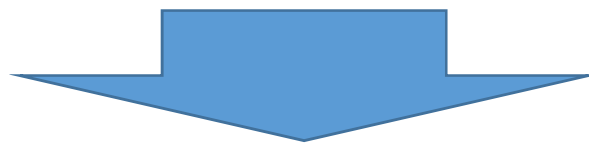
市長の月収・年収・退職手当（税控除前の金額）



特別職報酬等審議会の審議内容について

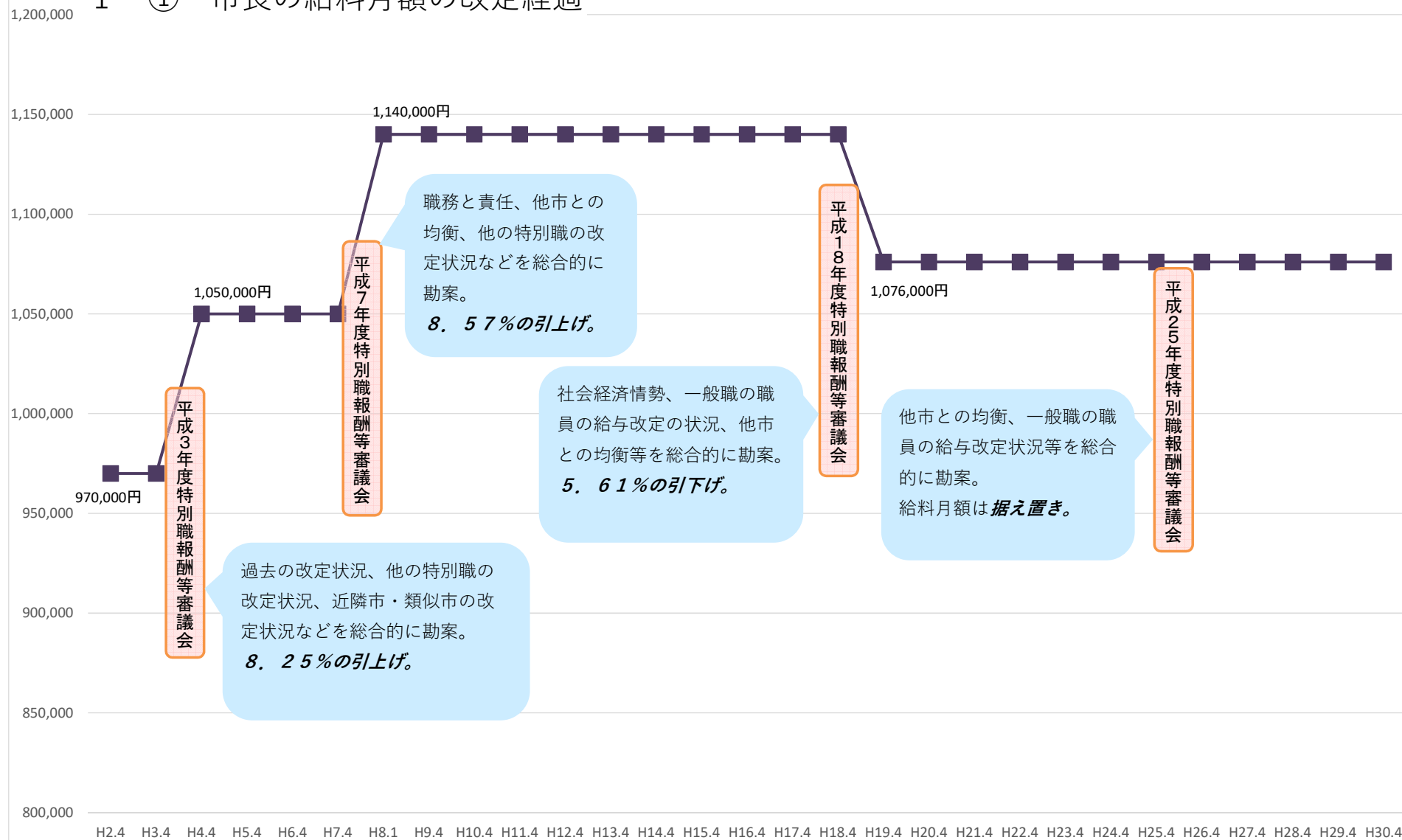
特別職の給与改定に際し、参考とする項目
(昭和43年10月17日自治省行政局長通知より)

- 1 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 2 人口・財政規模が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 一般職の職員の給与改定の状況
- 4 近年における消費者物価上昇率

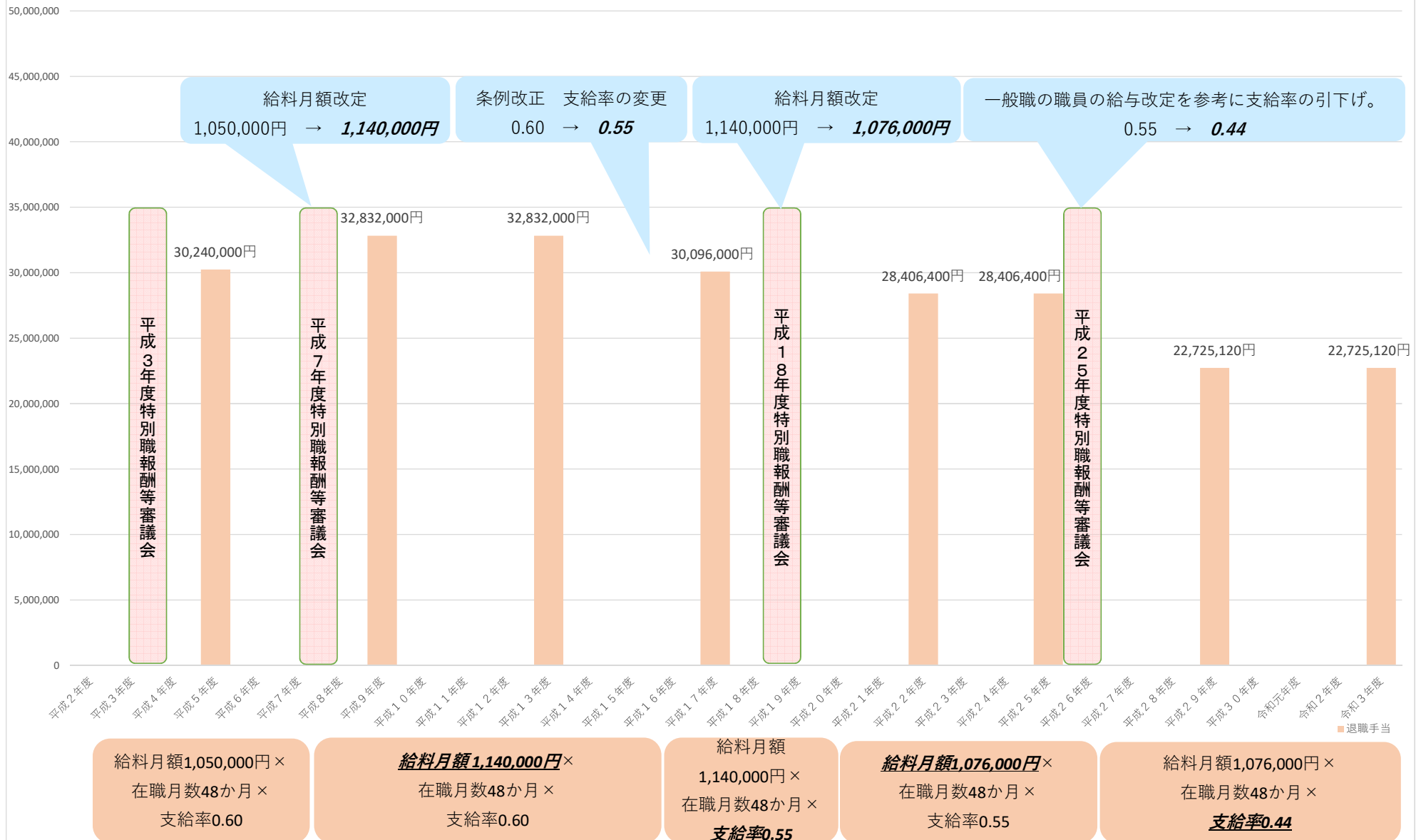


これらの項目を総合的に勘案し、給料及び退職手当について審議。

1-① 市長の給料月額の変遷経緯



1-② 市長の退職手当の改定経過



2-① 市長の給料等について（令和3年4月1日時点）

※各市における特例的な減額措置については反映していません

○中核市人口の上位10市比較

（単位：円）

	市名	人口		給料		地域手当		期末手当		年間支給額(A) (左の合計)	
			船橋市 との比較	月額	年額	年額	支給率	年額	支給 月数		船橋市 との比較
1	船橋市 中核市 62市中の順位	642,972	100.00%	1,076,000	12,912,000	1,549,440	12%	6,435,340	4.45月	20,896,780	100.00%
		1位		29位				4位		5位	
2	川口市	594,461	92.46%	1,146,000	13,752,000	1,237,680	9%	5,267,130	2.95月	20,256,810	96.94%
3	鹿児島市	593,460	92.30%	1,154,000	13,848,000	—	—	4,639,080	3.35月	18,487,070	88.47%
4	八王子市	579,605	90.14%	1,110,000	13,320,000	—	—	6,060,600	4.55月	19,380,600	92.74%
5	姫路市	530,723	82.54%	1,180,000	14,160,000	424,800	3%	6,490,236	4.45月	21,075,036	100.85%
6	宇都宮市	519,026	80.72%	1,180,000	14,160,000	—	—	6,301,200	4.45月	20,461,200	97.92%
7	松山市	511,569	79.56%	1,120,000	13,440,000	—	—	4,502,400	3.35月	17,942,400	85.86%
8	東大阪市	496,074	77.15%	1,030,000	12,360,000	1,236,000	10%	5,506,380	4.05月	19,102,380	91.41%
9	西宮市	485,705	75.54%	1,206,000	14,472,000	—	—	6,440,040	4.45月	20,912,040	100.07%
10	大分市	475,852	74.01%	1,134,000	13,608,000	—	—	5,318,460	3.35月	18,626,460	89.14%
(参考) 10市平均		542,945	84.44%	1,133,600	13,603,200	—	—	5,696,087	—	19,714,078	94.34%

○近隣5市比較

（単位：円）

	市名	人口		給料		地域手当		期末手当		年間支給額(A) (左の合計)	
			船橋市 との比較	月額	年額	年額	支給率	年額	支給 月数		船橋市 との比較
1	千葉市	975,210	151.67%	1,317,000	15,804,000	—	—	7,032,780	4.45月	22,836,780	109.28%
2	船橋市	642,972	100.00%	1,076,000	12,912,000	1,549,440	12%	6,435,340	4.45月	20,896,780	100.00%
3	松戸市	498,293	77.50%	1,050,000	12,600,000	1,260,000	10%	5,910,712	4.45月	19,770,712	94.61%
4	市川市	496,943	77.29%	1,016,000	12,192,000	1,463,040	12%	6,076,492	4.45月	19,731,532	94.42%
5	柏市	426,552	66.34%	961,000	11,532,000	691,920	6%	5,439,644	4.45月	17,663,564	84.53%
(参考) 5市平均		607,994	94.56%	1,084,000	13,008,000	—	—	6,178,994	—	20,179,874	96.57%

2-② 市長の退職手当について（令和3年4月1日時点）

※各市における特例的な減額措置については反映していません

○中核市人口の上位10市比較

（単位：円）

	市名	人口		退職手当(B)		退職手当を含む4年間の支給額	
			船橋市との比較		船橋市との比較	(A) × 4 + (B)	船橋市との比較
1	船橋市 中核市 62市中の順位	642,972	100.00%	22,725,120	100.00%	106,312,240	100.00%
		1位		42位			
2	川口市	594,461	92.46%	22,920,000	100.86%	103,947,240	97.78%
3	鹿児島市	593,460	92.30%	27,696,000	121.87%	101,644,280	95.61%
4	八王子市	579,605	90.14%	19,358,400	85.19%	96,880,800	91.13%
5	姫路市	530,723	82.54%	30,585,600	134.59%	114,885,744	108.06%
6	宇都宮市	519,026	80.72%	18,963,072	83.45%	100,807,872	94.82%
7	松山市	511,569	79.56%	27,095,040	119.23%	98,864,640	92.99%
8	東大阪市	496,074	77.15%	24,720,000	108.78%	101,129,520	95.13%
9	西宮市	485,705	75.54%	24,891,840	109.53%	108,540,000	102.10%
10	大分市	475,852	74.01%	24,875,000	109.46%	99,380,840	93.48%
(参考) 10市平均		542,945	84.44%	24,383,007	107.30%	103,239,318	97.11%

○近隣5市比較

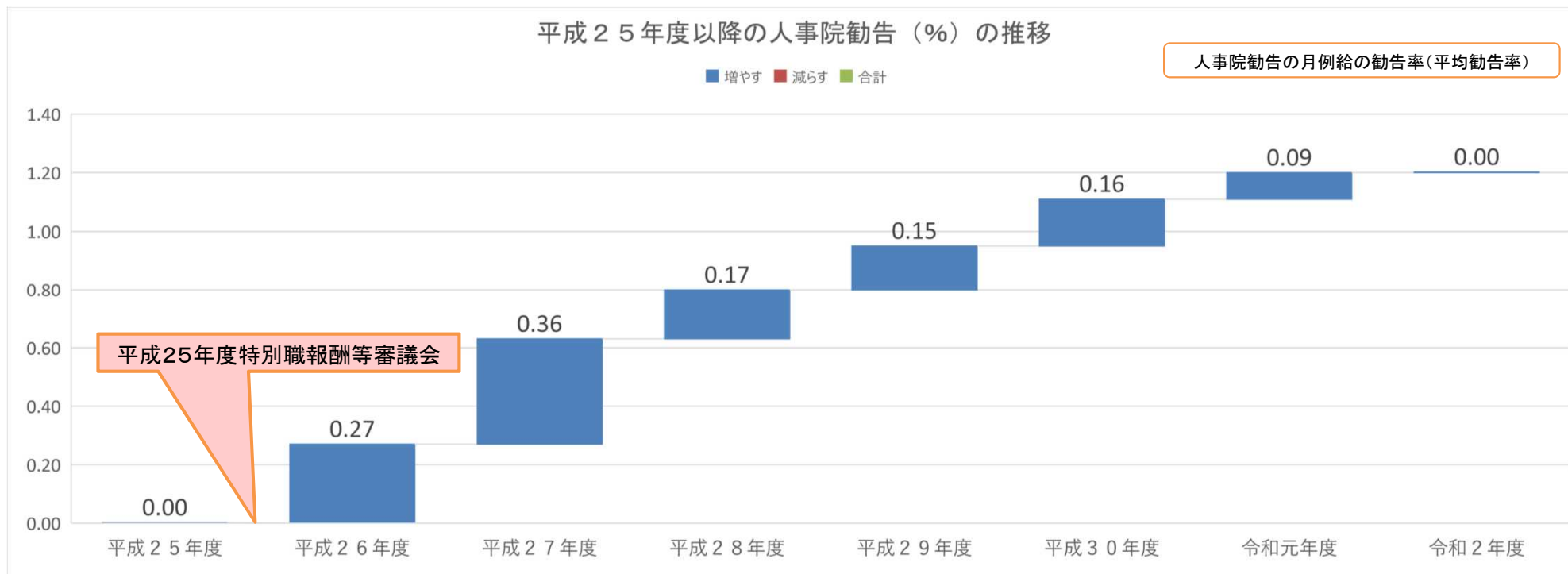
（単位：円）

	市名	人口		退職手当(B)		退職手当を含む4年間の支給額	
			船橋市との比較		船橋市との比較	(A) × 4 + (B)	船橋市との比較
1	千葉市	975,210	151.67%	33,504,480	147.43%	124,851,600	117.44%
2	船橋市	642,972	100.00%	22,725,120	100.00%	106,312,240	100.00%
3	松戸市	498,293	77.50%	23,688,000	104.24%	102,770,848	96.67%
4	市川市	496,943	77.29%	21,945,600	96.57%	100,871,728	94.88%
5	柏市	426,552	66.34%	16,606,000	73.07%	87,260,256	82.08%
(参考) 5市平均		607,994	94.56%	23,693,840	104.26%	104,413,334	98.21%

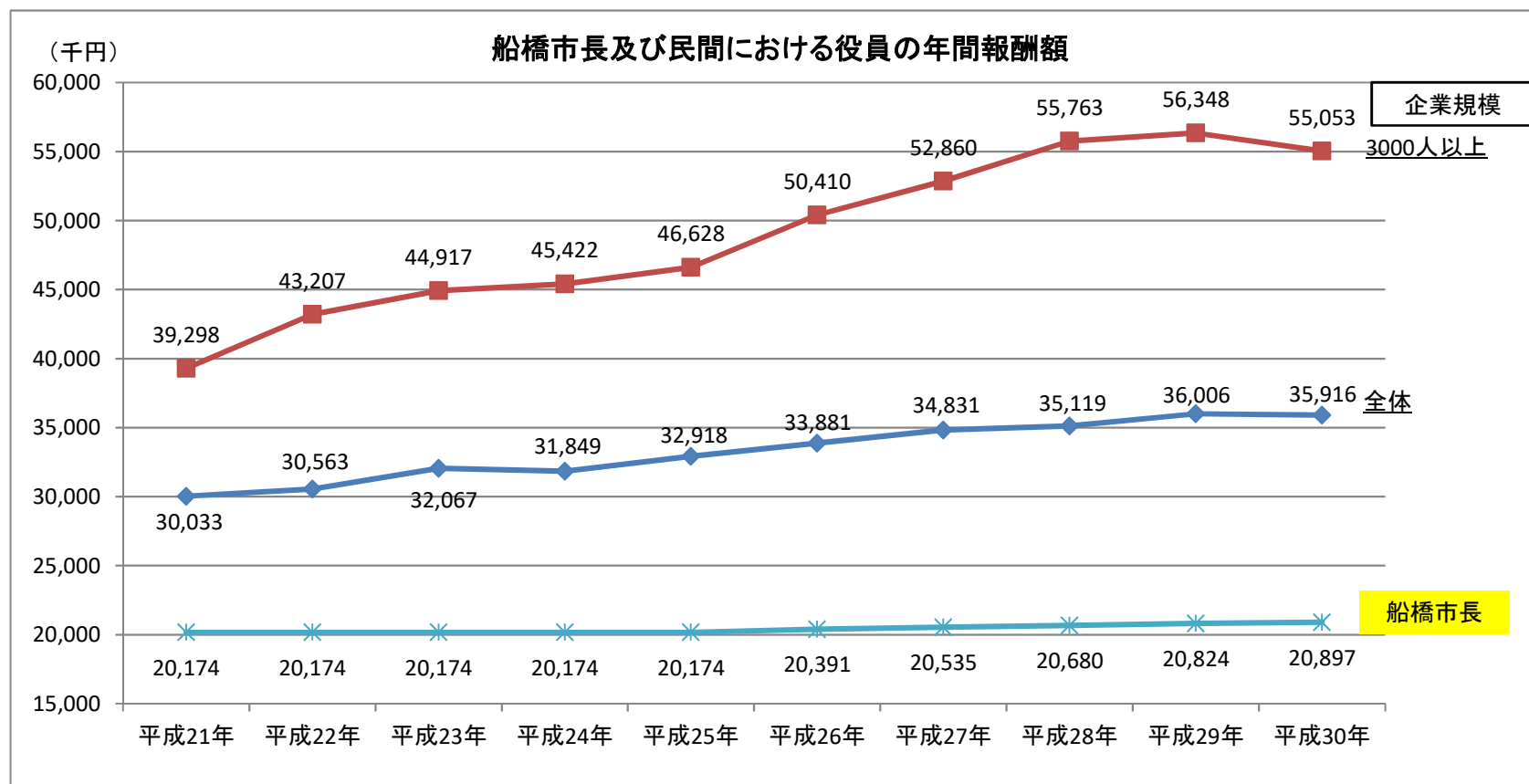
3 - ① 船橋市一般職の給料改定率等

行政職給料表(一)適用者

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人事院勧告(%)	0.00	0.27	0.36	0.17	0.15	0.16	0.09	0.00



3 - ② 民間事業者 役員報酬との比較



【資料出所】「民間企業における役員報酬（給与）調査」（人事院） 令和元年調査

- ・ 職種別民間給与実態調査の母集団事業所のうち、医療法人・学校法人等を除いた企業規模500人以上の本店事業所を母集団として、企業規模別・産業別に層化抽出して調査。
- ・ 役員数5人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」、かつ、「各社1人」を比較対象役員として集計。

4 消費者物価の状況

